

令和2年

第3回徳之島愛ランド広域連合議会定例会

会議録

会期:令和2年9月25日開会

令和2年9月25日閉会

1 出席議員（10名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	竹山 成浩 君	2番	佐田 元 君
3番	清 平二 君	4番	大吉 皓一郎 君
5番	上岡 義茂 君	6番	松山 善太郎 君
7番	樺山 一 君	8番	木原 良治 君
9番	大沢 章宏 君	10番	住田 克幸 君

1 欠席議員（0名）

1 地方自治法第121条の規定により出席した者の職指名（3名）

職名	氏名	職名	氏名
連合長	大久保 明 君	副連合長	森田 弘光 君
副連合長	高岡 秀規 君		

1 説明のため出席した者の職氏名（7名）

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	佐平 勝秀 君	主 幹	西 修作 君
係 長	牧園 博史 君	係 長	荻田 恭平 君
主 事	元 亜里沙 君	主 事 補	文田 晃裕 君
総括主任	間 藤剛 君		

令和2年 第3回徳之島愛ランド広域連合議会定例会(会期日程)

○令和2年9月25日(金)開会～同日閉会 会期1日間

月	日	曜日	会議別	議事日程
9	25	金	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ○開会の宣言 ○開議の宣言 ○会議録署名議員の指名 (署名議員:5番 上岡 義茂 議員・6番 松山 善太郎 議員) (予備署名:7番 樺山 一 議員・8番 木原 良治 議員) ○会期の決定 ○一般質問通告(1 木原議員・2 松山議員) ○令和2年度一般会計他特別会計補正予算(採決まで) ○令和元年度一般会計他特別会計決算(採決まで) ○閉会

令和2年第3回徳之島愛ランド広域連合議会定例会

第 1 日

令和2年9月25日

令和2年第3回徳之島愛ランド広域連合議会定例会議事日程(第1号)
令和2年9月25日(金曜日)午前10時00分開議

1 議事日程(第1号)

○開会の宣言

○開議の宣告

○日程第1 会議録署名議員の指名

○日程第2 会期の決定

○日程第3 一般質問通告(1. 木原 議員・2. 松山 議員)

○日程第4 議案第3号「令和2年度徳之島愛ランド広域連合一般会計補正予算(第1号)」

○日程第5 議案第4号「令和2年度徳之島食肉センター特別会計補正予算(第1号)」

○日程第6 議案第5号「令和元年度徳之島愛ランド広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」

○日程第7 議案第6号「令和元年度徳之島食肉センター特別会計歳入歳出決算の認定について」

○閉会

一般質問通告一覧表(令和2年第3回徳之島愛ランド広域連合議会定例会)

順番	質問者	質問事項	質問の要旨	質問の相手方
1	木原 良治 議員	・クリーンセンターについて	①ごみ処理の実績、展開検査の結果、今後のごみ処理の分別、減量、資源、リサイクル化への具体的計画と課題を問う。	連合長
			②施設整備基本構想における基幹改良、新設等のスケジュールと課題等を問う。	連合長
		・火葬場について	火葬場の実績、火葬炉、控棟の管理状況と周辺整備等の考え方と計画等を問う。	連合長
2	松山 善太郎 議員	・クリーンセンターの運営について	搬入及び手数料等について	連合長

<開会:午前10時00分>

○議長(清 平二 君)

皆さん、こんにちは。ただいまから令和2年第3回徳之島愛ランド広域連合議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第74条の規定によって、5番、上岡義茂君、6番、松山善太郎君、予備署名議員を7番、樺山一君、8番、木原良治君を指名します。

日程第2、会期の決定について議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、本日9月25日の1日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(清 平二 君)

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日9月25日の1日間と決定致しました。

日程第3、一般質問を行います。

初めに、木原良治君の一般質問を許します。8番、木原良治君。

○議員(木原 良治 君)

おはようございます。議長の許可を得ていますので、マスクを外させて頂いて一般質問をします。

事前に通告しておりますので、執行部の簡潔なる答弁をお願いします。

初めに、クリーンセンターについてお伺いします。先ほど、事務局から説明がありましたけど、ダイオキシンの濃度が基準値以下に抑えられているということを踏まえて、ごみ処理の実績、そして天城町、伊仙町、徳之島町で行われた展開検査の結果、それもお伺いします。

そして、今後のごみ処理の分別・減量・資源化・リサイクル化への具体的な数値の計画と課題等を最初に伺います。この後は、また自席から1点1点伺ってまいります。よろしくをお願いします。

○議長(清 平二 君)

連合長。

○連合長(大久保 明 君)

木原良治議員の質問にお答え致します。まず、ごみ処理の実績につきましては、令和元年度搬入量の合計、6,990トン、660キログラムであります。直近9年間で比較し、初めて7,000トンを割りました。また、展開検査の実施状況につきましては、5月26日の伊仙町の展開検査から始まり、

6月24日に天城町の展開検査、7月8日に徳之島町の展開検査を終え、一通り3町展開検査が終了致しました。しかし、ごみの分別状況については、依然として改善されているわけではありませんが、展開検査に参加されたほとんどの方が、これほど酷い状況であるとは思わなかったと、大変驚いておりましたが、足を運んで直接見て感じ取ることが成果の一つでもあります。

今後は、より多くの方々にごみ問題に関心を向けてもらうべく、継続して展開検査を実施していきたいと思えます。各町においても、子供会や老人会など各組織に幅広く参加して頂きたいと思っております。なお、ごみの減量に向けた分別、リサイクルへの取組については、事務局から補足説明をして頂きます。

○議長(清 平二 君)

事務局から。

○係長(荻田 恭平 君)

補足説明をさせていただきます。展開検査について補足説明致します。

3町、一通り展開検査を終え、伊仙町、天城町役場では職員向け説明会、9月11日には伊仙町議会一同視察に来られた際に、展開検査の取組状況について映像を交えて説明致しました。

成果としましては、伊仙町課長会、伊仙町地域女性連より、展開検査の立会い依頼がありました。

幅広く参加頂くためにも、各町収集日を把握しておりますので、年次的に計画を立てつつ、立会い依頼がありましたら、逐次受入れをしていきたいと思えます。そして、早速ではございますが、10月14日に徳之島町地域女性連より立会いの依頼がございました。

ごみの減量に向けたごみ分別、資源化への取組については、次期施設整備における施設規模を考慮すると、基本構想で示された内容に基づいて、2,000トンの削減を地域計画に基づいて目指さなければなりません。特に、紙、布、プラスチック類、生ごみをそれぞれ分別・資源化に取り組まなければ達成できないものと考えております。さらに、課題となりますのが、資源系を受け入れるためのストックヤード、圧縮する機械、ベールなどの設備に関する問題を検討しなければなりません。これにつきましては、各町行政と連携を行いつつ、清掃審議会において幅広く意見を伺いながら、新たな分別体制の実施機関については、早急に結論を出したいと考えております。

以上です。

○議長(清 平二 君)

8番、木原君。

○議員(木原 良治 君)

展開検査の結果は、6月議会では、伊仙町、天城町がそれ以前に済んでいたもので、結果をお伺

いしました。そして、伊仙町長、大久保町長からも劣悪な状態であったと報告がありました。

そして、天城町の森田町長からは、大変厳しい状況であると。そして、その後、6月議会の後に徳之島町が展開検査をしたので、徳之島町の結果と感想をお伺いします。

○議長(清 平二 君)

高岡副連合長。

○副連合長(高岡 秀規 君)

お答え致します。徳之島町についても、伊仙と天城と同じような現状ではあるんですが、やはりその分別の中で、もしかしたら袋を知らない状況があるかもしれないということで、どのごみがどの袋に入れなければいけないということを、やはり説明が必要であろうということと、あとプラスチックごみにつきましては、やはりフィルム等を剥がすとか、そういった指導が必要であり、そしてプラスチックのボトルには、いろんな雑物が入っていてはリサイクルにならないということも徹底した指導が必要だろうということです。そしてまた、粗大ごみにつきましても、なかなか搬入の際にチェックができないので、粗大ごみにつきましても徹底した指導が必要であろうということが、展開検査の中で分かりましたので、今後は、分別等も含めて指導等をしっかりと徹底しなければいけないと感じているところであります。

○議長(清 平二 君)

8番、木原君。

○議員(木原 良治 君)

展開検査の結果が、不燃ごみ、相当悪い状態で当クリーンセンターへ持ち込まれていると。

結果が分かったんですけど、実際に持ち込まれている、先ほどありましたけど、7,000トンぐらいの中で、可燃ごみ・不燃ごみを含めて分別のされていない割合というのは、どれぐらい把握しているんですか。大体何割ぐらいの状態だと把握していますか。

○議長(清 平二 君)

荻田係長。

○係長(荻田 恭平 君)

お答え致します。不燃物に関しましては、一番住民の方から判断が難しい、これはどちらに入れたらいいのかわからない状況のものは、全て不燃物に入れるという、ほとんどの方がいらっしゃいました。現に、現場からは、缶類が多く含まれているということで、全体で4割ほどの缶類が含まれ

ているということでありました。で、全体的に見ますと、7割程度が分別されていない状況であると、現場から頂きました。

○議長(清 平二 君)

8番、木原君。

○議員(木原 良治 君)

実際に、分別の状態が悪いということは、一旦持ち込まれたのを現場サイドでもう一度分別をしなければならぬという二重手間が生じていると思います。この分別の徹底がなされなければ、次期施設整備計画の、先ほど事務局からありました可燃ごみを2,000トン削減すると。

そして、4,000トンに持って行って、それを次期施設整備計画の構想に載せると。

この2,000トンの数字は厳しいじゃないですか。どう思いますか。

○議長(清 平二 君)

荻田係長。

○係長(荻田 恭平 君)

お答え致します。今おっしゃられたとおり、この2,000トン削減というのは、現状ではとても厳しい状況であると思います。

○議長(清 平二 君)

佐平事務局長。

○事務局長(佐平 勝秀 君)

荻田の答弁に補足させて頂きます。6,000トンから4,000トンに、実状マイナス2,000トンという減量化に向けての取組ですけれども、実際のところ、今、地域女性連の方とか、ごみを主に多く扱っていらっしゃるということで、いろいろ意見を頂いているんですけども、やはり何をどういうふうに変量化していったらいいかというところの根本的内容を、出前講座とか、展開検査の時に、例えば少し時間を頂いて、こちらの方で、こうしていただきたいということで、ある種研修みたいな感じでやっていくことが一つは手だとは思いますが、あともう一つは、各町において、いろいろと廃棄物に関する条例が制定されていると思うんですけども、それを6,000トンから4,000トンに持っていくための既成事実を、これから作っていかねばいけないということがあります。

例えば、今、天城町では、以前、職員の皆さんでゴミステーションに立哨指導ということで、分別の状況が悪いものについては、ちょっと指導していくという取組をしたということですが、その際

に、ある住民の方から、中身を見ることに対する個人情報とか、プライバシーの問題とかいろいろありますので、そこら辺でちょっと現場ですったもんだしたというところがありますので、そういったところの根拠を、なぜしないといけないかという、町の条例でもってそういったものを作っていかなければ、これからそういったところの根拠なくして、現場の裁量でだけでやっていくのは、限界が来ているのかなと思っております。

○議長(清 平二 君)

8番、木原君。

○議員(木原 良治 君)

あくまでも次期施設整備計画の基本構想に向けての数値の設定だと思いますので、結局は分別ができなければ次への展開ができないので、しっかりと3町各課、担当課を交えて、先ほど連合長がありましたけど、子供会やら老人会も含めて、もう現場を実際見せて、それから学校、そして家庭、地域に広げて、それ相当な経費をかけても、展開検査に、このクリーンセンターに足を運んでいき、この実態を見せるべきじゃないですか。これは連合長、お願いします。

○議長(清 平二 君)

大久保連合長。

○連合長(大久保 明 君)

展開検査を計画的に実行していく中で、全島民の方々が今まで非常に希薄であったごみの分別に関する危機感というものが生まれてくるわけでありますので、そういうことも含めて展開検査は必要であると思います。また、次期計画、先ほど述べたとおり、これから一般質問の中でありますけれども、その時に話をしますけれども、生ごみを生かして、焼却しない形でやっていくかということを実現することができれば、これは2,000トン減量ということは可能、現実的な問題になってくると思いますので、そのことに関しまして、今、3町でも具体的に取組んでいこうという考え方が出てまいりましたので、そのことをしっかりと計画に入れながらやっていくことで、今後のこの島から生ごみの堆肥化とか、燃料化とか、いろんな課題を解決していくことを前提とした計画になると思いますので、その辺のことを今後ともコンポストを使用するとか、去年から県内で先進的な地域の方が来て、3町で講演等をしていますので、そういうことを進めてまいりたいと考えております。

○議長(清 平二 君)

8番、木原君。

○議員(木原 良治 君)

この分別の改善によって、それからごみの減量、そして再資源化、リサイクルへと進むので、最初の一步を大事にしっかりと取り組んで頂きたいと思います。

今回の一般質問にあたっては、一応7月30日に行われた伊仙町の東西目手久集落における住民説明会の資料が、我々議員にも配布されてきましたので、それを参考として一応取り上げています。その中で、次は地域施設整備計画の構想に移るんですけど、この新設にしろ、次期基幹改良にしろ、住民の同意を得るのが前提であると。これは6月議会でも、天城町の松山議員からも質問がありましたけど、この住民の同意というのは具体的に天城町、伊仙町、どのように取るんですか。

これをお伺いします。

○議長(清 平二 君)

大久保連合長。

○連合長(大久保 明 君)

目手久地区に関しまして、広域連合からの説明会と、そしてまた伊仙町単独での説明会をやっている中で、今後ずっと出てきたのは、目手久地区に対する振興策の話が出ております。

そのことも町でいろいろ説明をしています。そういった中で、去年の5月か6月に、伊仙町の合意形成協議会を立ち上げてまして、その中で目手久地区の住民の方々も参加して、いろんな説明そしていろんな質問・議論がかなり活発に行われてきたような状況でありますので、このことを今年度中に結論を出していく予定であります。それは、先ほど事務局から説明があったとおり、目手久地区にあるこの焼却炉を、1炉という形で基幹改良をしていくという基本的な伊仙町の考え方でありますので、そのことも説明している状況でございます。以上です。

○議長(清 平二 君)

森田副連合長。

○副連合長(森田 弘光 君)

それでは、木原議員の御質問にお答え致します。これまで、天城町に新施設を設置する意思があるかどうかということで、これまで進めてまいりました。その中で、集落座談会、そして各種団体・組織との意見交換、そして最終的には、私ども町議会の全員の同意を得て、天城町に新設することについては了承しましたという意思表示をしたところであります。

ただ、これにつきましては、天城町というところでありましたので、いよいよその建設する場所について特定していかないとはいけません。そのためには、これまで私たち議会の同意を得てきたことでもありますので、まず、やっぱり町議会としっかりと語る。そしてまた、地域の方々もしっかり語って、

最終的には私はまた町議会の議会の同意を得て、特定についてまた確定していくという、そのような手順を取っていききたいというふうに考えております。

○議長(清 平二 君)

8番、木原君。

○議員(木原 良治 君)

次は、地域施設整備計画の中で、令和3年度末までに新設か、基幹改良か、どちらかを決定するというのが記載されているんですけど、結局は新設をすると決まった場合に、それまでに環境アセスメント等を含めて、基本設計から施工、完成し稼働までの年数は令和12年度、大体10年ぐらいかかるという計画です。そしたら、10年間はこの施設を新設はするけど、基幹改良も必要ではないのかと思うんです。新設も必要であるけど、基幹改良も必要である。これは、この10年間このまま財政的負担が大きいままでやるのか。それとも、長寿命化計画の補助金の高い、補助率の高い、財政負担の軽減ができる長寿命化計画の検討もできないか。ということは、新設か基幹改良かどちらかに対して、もう一つ新設もする、基幹改良もすると、そういうのは検討できないですか。

これ、執行部3名。

○議長(清 平二 君)

大久保連合長。

○連合長(大久保 明 君)

お答え致します。まず、その施設整備基本構想における基幹改良のスケジュールは、令和5年度から基幹改良の工事が始まり、1炉の場合は令和6年度、2炉の場合は令和7年度に工事が完了する予定であります。稼働開始時は、1炉の場合が令和7年度、2炉の場合が令和8年度になるわけであります。新設の場合は、令和8年度までの計画の策定、各種調査や設計等を行い、令和9年度から新設工事が始まります。令和11年度で工事が完了し、翌年度から稼働開始ということになります。この時の最大の課題が3町の財政状況と新設用地を決定して、いろんな補助事業等を試行錯誤しながら決定していくことになると思います。

○議長(清 平二 君)

森田副連合長。

○副連合長(森田 弘光 君)

お答え致します。今、木原議員からお話のように、新設する場合でも、今また連合長もお答え

しましたけども、令和11年、12年度からしか稼働できないんじゃないかということでもあります。

ということは、当然今の施設をその間は運用していく、稼働させていくということであるわけですが、その時に、やっぱり3町の一般財源でやるのか、国の補助事業を活用するかということについては、大事な選択ではないかと私は思っております。

ただ、一番やっぱりこのことが始まったのは、地域の方々がいつまでも目手久に置いておくのかという、その意見が始まりではないかなと私の中では認識しております。やはりこら辺について、地域の方々がそういったことに対して理解を得ることができるのかどうか、そこら辺からまずまたやっていかないといけないのではないかなと思っております。ただ、この令和11年、令和12年まで今の施設を運転するわけではありますが、これを私たち3町の一般財源でやるか、補助事業を頂くかというのは検討に値する課題だというふうには、私は考えております。

○議長(清 平二 君)

高岡副連合長。

○副連合長(高岡 秀規 君)

お答え致します。今、大久保連合長そしてまた森田副連合長からも答弁がありましたが、その意見で、同じ意見でございます。仮に新設となったとしても、ある程度の期間が必要となれば、徳之島町と致しましても、極力財政状況を鑑みると、負担をいかに軽くしながらやれる方法はないかということは模索しなければいけませんので、その間の期間、補助事業なのか、それとも単独でやれるのかということは3町でしっかりと協議をしながら、行うべきというふうに考えております。

○議長(清 平二 君)

8番、木原君。

○議員(木原 良治 君)

次期地域施設整備計画構想は、令和3年度末には一応新設か、基幹改良か、どちらかに選択しなければならぬということでしたので、これを一応提案させて頂きました。答えはまたその流れを見てしたいと思います。そして、新設にした場合に、例えば今後クリーンセンターの現状を振り返ってみても、そろそろプラントメーカー、しっかりとした企業体が設置するんでしたら、そろそろ民間委託です。やっぱりしっかりとした教育も研修もそこに実際行っているんですけど、やはりそういう民間のノウハウをもう少ししっかりと取り入れて、今後は地域施設整備計画構想においては、民間委託も検討課題にできないでしょうかということをお伺いします。これは事務局でいいですか。

○議長(清 平二 君)

佐平事務局長。

○事務局長(佐平 勝秀 君)

ただいまの御質問にお答えいたします。民間移管につきましては、今回、新設の整備に係って申請をする際、PFI可能性調査というものがございまして、その際に、公設民営でした場合の調査等も必要とされております。いずれにしても、その公設公営並びに公設民営、どちらがよろしいのかというところを今後精査していかないといけません。これまでの17年間のこの既存施設の状況を考慮しますと、やはりその施設を運転稼働する職員の技術的なものですとか、保守点検とか、そういったものをやはり教育はしっかりしないといけないなとつくづく感じたこの2年ですけども、今後もそういったところも含めて、コストの面とか、今後の長い目で、次の施設はとにかく長く、安全に使えるようにしていくために、どのような方法が得策かというところをまた検討していきたいと思っています。以前、天城町の住民説明会では、もし新設をするのであれば、恒久的な施設を造ってほしいという要望もあるということをお伺いしておりますので、そこら辺の意見というのは、天城町のみならず徳之島3町全島民の思いでもあると思いますので、そこら辺を受け止めながら、しっかりと考えていきたいと思っています。

○議長(清 平二 君)

8番、木原君。

○議員(木原 良治 君)

次期施設整備計画まで、まだ時間がございますので、一応そういう民間委託等を実際、日本全国同じ程度の特別地方公共団体で、広域でやっているところとか、そういう評価とか調べる時間がありますので、事務局でしっかりと精査して頂きたいと思います。一応、これでクリーンセンターは終わって、火葬場の使用状況から伺います。

○議長(清 平二 君)

大久保連合長。

○連合長(大久保 明 君)

木原議員の火葬場の件につきましては、火葬場の使用状況につきまして、昨年度の件数は徳之島町が156件、天城町が112件、伊仙町が140件の計415件でありました。

焼却炉及び待合室の管理状況につきましては、火葬の有無に関わらず、委託管理者においてホール、機械室、待合室内外、トイレ等水回り、庭木剪定及び除草作業を含めた清掃管理を行っ

ています。また、年1回火葬炉の定期点検を行っており、炉内外の全体的な清掃や、補修が必要な場合は状況に応じて島内業者やメーカーに対応して頂いております。

周辺整備等の計画においては、残骨灰による納骨堂内が満杯になることを踏まえて、今後、残骨灰の取扱いについて検討してまいります。また、以前から要望がありました駐車場整備及び敷地内の植栽等につきましても、3町の財政担当課と引き続き行っております。

徳之島町の配慮におきまして、取付道路も整備されまして、また、途中の農道の、町道ですか、拡幅などもして頂いておりますので、かなり改善してきていると思っております。

○議長(清 平二 君)

8番、木原君。

○議員(木原 良治 君)

先ほど415件、大体そういう数字が毎年使用されていると思います。そのための炉が3つ、そして待合所も3棟、1日に多い時で大体5、6件あるということで、そういう状況の下で炉も3つに増やし、待合所も3棟にしたと。この炉を含めてその待合所の管理というのは、実際に利用された町民の方々からどのような声が届いていますか。どういった管理状況であるというのは把握していますか。

○議長(清 平二 君)

佐平事務局長。

○事務局長(佐平 勝秀 君)

ただいまの御質問にお答えします。火葬場の待合所の状況につきましては、最初にトイレの管理です。そちらに対しては、ちょっと相変わらずという言い方も申し訳ないんですけども、ちょっと苦情が相次いでいるところでして、あちらの火葬場の水が地下水を利用しているという関係で、例えばトイレの石灰の濃度が強くて、管が詰まったり、あと清掃があまり行き届いていなかったりとか、あと臭いの件とか、そこら辺の苦情を頂いているところであります。

しかしながら、私どもが今、事務局が今度4月に新たな体制になってからは、とにかく現場重視で業務をこなすようにということで言っていますので、担当も適宜トイレの整備がされているかチェックをし、あと待合所以外のところも何かしら改善を必要としているところがないかということで拾い上げて、逐次対応しているところであります。以上です。

○議長(清 平二 君)

8番、木原君。

○議員(木原 良治 君)

一応、地下水でトイレと水回りを使用している関係上、実際にその結果が、トイレを含めて水回りですっきりと管理がされていないと受け止めますけど。それも含めてです。

今、徳之島町で、上水の管の施工工事が始まっています。これが12月の中旬までの工期なので、せっかく上水の管の施工をやっている現状なので、そこから上水を火葬場まで引かれたらどうですか。これは、予算は事務局ですか。

○議長(清 平二 君)

佐平事務局長。

○事務局長(佐平 勝秀 君)

ただいまの御質問にお答え致します。今、上水道の布設工事をしているということですが、今、木原議員からお聞きしたばかりですので、まだ詳細はこちらで把握はしておりませんが、いずれにしても、その上水の本管工事をしていることに対して、また徳之島町の水道課と、また関係課と連携を取りまして、可能であれば、そちらに上水を引っ張っていくとか、引き込みができるような形で検討していきたいと思います。

上水に関しては、いろいろとこれまで利用される方とか、委託管理者からも要望がありましたので、もし可能であれば、それは早急に対応してまいりたいと思っております。

○議長(清 平二 君)

高岡副連合長。

○副連合長(高岡 秀規 君)

お答え致します。今までは、簡易水道と上水道が徳之島町の場合がありまして、簡易水道の事業が今終わりました、今年の4月から合併になりましたので、上水道からの引き込みは可能だというふうに思います。

○議長(清 平二 君)

8番、木原君。

○議員(木原 良治 君)

ということは、引く予算を12月で検討するという事で受け止めていいんですか。

○議長(清 平二 君)

佐平事務局長。

○事務局長(佐平 勝秀 君)

ただいまの御質問にお答え致します。次の12月議会には補正予算として計上できるかどうかということなんですけども、また、3町財務とヒアリングをして、あと見積りと、あと工事の内容、極力低コストで布設できるような形で検討していきたいと思いますので、それを踏まえて3町財務と協議をしてみたいと思います。以上です。

○議長(清 平二 君)

高岡副連合長。

○副連合長(高岡 秀規 君)

以前よりそういった要望がありましたので、今回可能になりました。そして、さほど予算はかからないのではないかなと予想できますので、もし事務局からありましたら、徳之島町はOKをしたいと思えます。

○議長(清 平二 君)

大久保連合長。

○連合長(大久保 明 君)

浄水場は、徳之島町がある程度やるんだったら、広域連合ではできますかということですか。

配管工事ができるかということですか。先ほど、地下水ということでありましたので、そのこともあそこに今後とも、島内の高齢者の数を10年間予測しますと、あと7、8年はその高齢者の数は減らないということになっておりますので、あそこが本当に、ゆくい堂という形でまだまだ周辺整備もしていく中ですが、検討に値すると思います。

○議長(清 平二 君)

8番、木原君。

○議員(木原 良治 君)

水道事業の本管は、例えば町が施設をするんですけど、そこから家庭とか、そういう事業所は、その利用する方の負担で引かなければならないです。ですから、現在の管のところから大体100mぐらいかかるんです。その予算を検討できないかということです。

○議長(清 平二 君)

佐平事務局長。

○事務局長(佐平 勝秀 君)

ただいまの御質問にお答えします。予算が検討できないかということなんですけども、予算を精査しまして、3町の財務担当と話をしていきたいと思いますが、本日、議会には3町長が御出席頂いておりますので、ぜひ今の御要望をお聞きした中で、また3町財務にも申し添え頂ければ大変ありがたいと思っております。いずれにしても、現場の事務局としては、しっかりとどういった形で計画をするかという、コストの面を極力抑える方向で、そしてまた利便性を高めるための施策を講じてまいりたいと思っております。

○議長(清 平二 君)

8番、木原君。

○議員(木原 良治 君)

その火葬場に関してですけど、以前どっかで読んだんですけど、一応故人に対する最後の行政サービスの提供の場であるというのを、どっかで見たことがあるんですけど、結局は、その水道を引くことによって、また、もう一つは残骨灰です。これは、やはり島は島でちゃんと残骨堂を設けて、最期までちゃんとやるべきじゃないですか。これ島から出すというのはちょっと違和感を感じるんですけども、どう思いますか。

○議長(清 平二 君)

佐平事務局長。

○事務局長(佐平 勝秀 君)

ただいまの質問にお答えします。残骨灰におきましては、今、木原議員がおっしゃられたとおり、我々も6月議会の際には、議員の皆さん、全員協議会で専門の取り扱うメーカーさんというか、業者さんがいるという話をしましたけども、やはり徳之島で生まれ育って亡くなられた方の心情とか、御遺族様の心情をいろいろと考慮しますと、やはり木原議員がおっしゃられたことが一番いいのかなと思います。特に、年間を通してそういった供養をすとか、そういったところの観点からも、できれば徳之島でそれが継続してできることが望ましいと、我々事務局としても考えておりますので、そういった方向を第一に考えて、それに対して課題があれば、また改めて議員の皆さんにも情報を共有させて頂き、また、御意見とか、御提言を頂ければと思っております。

○議長(清 平二 君)

8番、木原君。

○議員(木原 良治 君)

以上で、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(清 平二 君)

ここで、しばらく休憩します。休憩は10時55分から始めます。

<休憩:午前10時45分>

<再開:午前10時55分>

○議長(清 平二 君)

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、6番、松山善太郎君の一般質問を許します。

○議員(松山 善太郎 君)

それでは、先般通告してありますクリーンセンターの運営について、搬入及び手数料等についてということで通告してあります。事業系のごみの搬入と、あとその手数料、あと家庭ごみの手数料についてであります。明快な答弁を要請致しまして、1回目の質問と致します。

○議長(清 平二 君)

大久保連合長。

○連合長(大久保 明 君)

松山善太郎議員の質問にお答え致します。搬入量に関しまして、令和元年度、直接持込搬入量実績は、合計2,376トン650キログラムであり、実績と致しまして、1,250万1,810円の歳入がありました。

以上でございます。詳細については、また事務局から説明をして頂きます。

○議長(清 平二 君)

荻田係長。

○係長(荻田 恭平 君)

補足説明をさせていただきます。直接持込搬入量実績の内訳につきましては、直接持込みの事業

所系のごみ、1, 226トン850キロあり、処理手数料として678万5, 110円の歳入がありました。

さらに、その内訳としましては、月締め払い事業所分として866トン40キロあり、処理手数料542万4, 590円ありました。その都度現金払いは360トン810キロあり、処理手数料136万520円です。また、役場や学校など官公庁の直接持込量は291トン950キロあり、133万8, 200円の歳入がありました。さらに、その内訳としましては、月締め払い分として254トン780キロあり、127万3, 900円、その都度現金払いとして12トン860キロあり、6万4, 300円の歳入がありました。

一般ごみとしましては、857トン850キロあり、処理手数料437万8, 500円です。

内訳としましては、月締め払い分として1名のみ実績がございまして、590キロ、金額としましては2万9, 500円、その都度現金払いが851トン950キロあり、434万9, 000円の歳入がありました。以上です。

○議長(清 平二 君)

6番、松山君。

○議員(松山 善太郎 君)

今の説明で、質問の順序がこんがらがりそうになりそうですが、最初に断りを申し上げておきますが、原稿を書いてきてやるのが通常かも分かりませんが、私は、このようなノートにいっぱい殴り書きをしていますので、質問が飛び飛びになると思いますが、御容赦願いたいと思います。

次からはちゃんと原稿を作ってきてやりたいと思います。最初に、気になる点を一つ。

別に木原議員さんにどうこう言うわけではありませんが、基本構想の中で、令和3年までに新設か、基幹改良か選択するというものを決定しなさいというのが確かにあったような気がします。

この件については、その最初の会合の当日の午前中でした。覚えてますよね、連合長。

連合長が「伊仙町も基本的な方向を変えて新設に向かうと、その点で基幹改良というのは消えたものと思っています」。あの構想にはなっておりますよ。それは、その大久保連合長がその意思表示をする前に、書類自体はできていましたので。その日の午前中の会議に会合する直前に、大久保町長がそういう具合におっしゃったわけですので、あの時点で、そこに基本構想に載っている基幹改良というのは完全に消えていると思っています。で、大久保町長もその時点から新設でいきますよと。方向を変えますよということでしたので、今の状態に、天城なのか、伊仙目手久なのかという状態になっていると思っています。ということで、質問に移っていきたいと思います。

そういった了解がありますので、場所とか、そういうのは今後取り上げないつもりにしておりますので、ひとつ誤解のないようにお願いします。

まず、クリーンセンターの基本的な業務です。基本構想でいろいろと分別やら、紙おむつの処理やら、いろいろいっぱいございました。クリーンセンター自体の業務について、連合長、副連合長、それぞれの基本的小お考えをお聞きしたいと思います。本来の業務は何でしょうか。

○議長(清 平二 君)

大久保連合長。

○連合長(大久保 明 君)

クリーンセンターの役割は、以前全国的に野焼き状態とか、簡易な焼却炉でダイオキシン等が大きな社会問題になった中で、徳之島広域連合3町で焼却炉を造っていこうという大きな流れの中でありました。その中で、職員の役割は、徳之島の初めての広域連合で、まずは3町から人口割に値するような状況で職員も採用されております。そうした中で、当初ごみの分別が非常に厳しい状況の中で、また3町の職員もごみの分別に関しましては、ステーションで徹底した指導をしていたと思います。その後、17年を経過した中で、様々な問題が課題として出てまいりました。

その最たるものは、近年、野積み状態など、そして焼却炉が故障したこともあり、ダイオキシンが発生したというふうな大きな課題が出てまいりました。その中で、職員は2年ほど前からこのことを非常に厳しく自覚致しまして、研修を行ったり、そして先ほど話したような展開検査などを自らが進んでやるようになってまいりましたので、改めて、このダイオキシンの問題の中で、職員はこのクリーンセンターの責任と、そして今後の島民の安心安全な形での施設としてやっていこうということで、一致団結してやっている状況でありますので、このことをさらに責任を持ってやっていけるような状況に進んでいると考えております。

○議長(清 平二 君)

森田副連合長。

○副連合長(森田 弘光 君)

お答え致します。私は基本的には、徳之島で発生しているいわゆる一般ごみ、生活のごみ、そしてまたその事業所系で発生するごみについて、私たちは、このクリーンセンターで統括的といえますか、そういうふうにして総合的に処理する施設であるというふうに考えております。

そのことによってしっかりしたごみ処理行政というものが展開できるのだというふうに私は考えております。

○議長(清 平二 君)

高岡副連合長。

○副連合長(高岡 秀規 君)

お答え致します。今、連合長、副連合長からお話があったように、徳之島町全域から発生する一般廃棄物、そして特別管理一般廃棄物処理基準に従って適正に処理をするということが主な役割

だと考えております。

○議長(清 平二 君)

6番、松山君。

○議員(松山 善太郎 君)

事務局長、例規集を持っていますね。2, 002ページの業務、第5条、ちょっと読んでもらえますか。

○議長(清 平二 君)

佐平事務局長。

○事務局長(佐平 勝秀 君)

2, 002ページ、業務を朗読致します。第5条、クリーンセンターで行う業務は次に掲げるとおりとする。(1)一般廃棄物及び粗大ごみの処理に関する事。 (2)リサイクルに関する事。 (3)ごみの最終処分に関する事。以上です。

○議長(清 平二 君)

6番、松山君。

○議員(松山 善太郎 君)

ということであります。その次に、第6条に搬入の許可というのがございます。これも1項の前段だけお願いします。

○議長(清 平二 君)

佐平事務局長。

○事務局長(佐平 勝秀 君)

搬入の許可、第6条、朗読致します。クリーンセンターに廃棄物を搬入しようとする者は、連合の管理者の許可を受けなければならない。

○議長(清 平二 君)

6番、松山君。

○議員(松山 善太郎 君)

今のとおり、ここにごみを持ってこようという、これは後のずっと流れでいくと、事業系のごみです。事業系のごみを持ってくる人は、連合長の許可を受けるようになっています。

この許可証を発行していますか。

○議長(清 平二 君)

佐平事務局長。

○事務局長(佐平 勝秀 君)

ただいまの御質問にお答え致します。許可証につきましては、事業所登録を現状、クリーンセンターで行って、事前申請を頂いたところに関しては、申請書を提出頂いて、その許可証を発行しているところでございます。

○議長(清 平二 君)

6番、松山君。

○議員(松山 善太郎 君)

ちなみに何件ぐらいですか、その許可証を発行している分は。

○係長(荻田 恭平 君)

お答え致します。実際に許可証を交付しているのは、月締めの請求している約100件許可証を出しております。

○議長(清 平二 君)

6番、松山君。

○議員(松山 善太郎 君)

となると、いろいろ出してこなきゃいけないことになるんですが、100件もあるんですか。

そちらから頂いた資料では、そんなにはないような気がするんですが、御自分で持ってくる分ではありませんよ。いわゆる委託はあまりよくないということにはなっておりますが、例えば役場であればどこそことか、委託します。給食センターであればどこそことか。そういったのが何件ぐらいあるかということですよ。日常的に事業系のごみを持ってくる方です。それが何件ぐらい許可証を出してあるかということです。

○議長(清 平二 君)

荻田係長。

○係長(荻田 恭平 君)

お答え致します。実際、事業所として把握できている件数が280件ほどあるんですけど、そのうちの事業所として定期的に来られている事業所に対してのみ許可証を交付しておりまして、たまに持ってこられる事業所に対しては許可証を今交付していない状況であります。

先ほど100件ぐらいとおっしゃいましたのは、月締め請求している事業所が52件ほど、そして公共関係が役場一色淡ではなくて、各課で許可証を出して頂いている関係上、公共が60件、約100件であります。

○議長(清 平二 君)

6番、松山君。

○議員(松山 善太郎 君)

得意先一覧表というのを見せてもらいました。いわゆる、今言った登録の件数です。

これで、私が見た範囲では、その事業系のごみを搬入していると思われる業者さん、毎月来ている業者さんです。正和流通さん、母間衛生社さん、保岡商事さん、大沢リースさん、ホテルニュー西田さんは業者なのか、御自分のところを持ってきているのか分かりません。

あと、マリックスライン、これは名城回漕店です。清香清掃さん、これは天城です。あと、清和工業さん、これだけなんですね。あとAコープさんとか、南西糖業とか、給食センターとかありますが、これはそこのごみを持って来ているだけであって、例えば事業系のごみを事業所で行って収集して持って来ているのは、私が今読み上げた10件では足りないような気がするんですが、違いますか。

○議長(清 平二 君)

荻田係長。

○係長(荻田 恭平 君)

お答え致します。松山議員に資料配付してあります得意先一覧につきましては、請求書を発行している事業所のみでありまして、こちらに記載されていない事業所に関しましては、現金で支払っている分もあります。

○議長(清 平二 君)

6番、松山君。

○議員(松山 善太郎 君)

それが何件ぐらい。40何件あるということですか。

○係長(荻田 恭平 君)

こちらで把握しています、その現金分の事業所として発生している金額自体が130万ほどありまして、その130万円の内訳につきましては、事業所で把握しているのではなくて、車体番号でノートに書き記して積み上げておりますので、今のところ何業者というのは把握できておりません。

○議長(清 平二 君)

6番、松山君。

○議員(松山 善太郎 君)

把握していなかったら、していないでも構わんわけですが、申請書を出して許可証を交付するわけです。その中には、その業者名と車の登録番号が書いてある。

登録して、このようにして出す方法もあるんじゃないですか。車のナンバーだけで、人が特定できないようなことをおっしゃいますが、もう一回言います。許可証を出すときに、登録の番号もある。

車の番号もちゃんと登録するようになっている。その業者さんの名前も登録するようになっている。

それを、こういう具合にして一覧表にしておけば、ぼんと出るんじゃないですか。そこら辺の把握ができていないんじゃないですかということを聞いているんですがね。

○議長(清 平二 君)

荻田係長。

○係長(荻田 恭平 君)

おっしゃるとおりであります。実際に許可証が出ているというのは、お得意先情報というごく一部の月締めでまとめて請求している事業所のみが許可証を出しておりますので、それ以外に関しましては、こちらで本来ですと許可証を出して搬入して頂くわけですが、実際、窓口ではナンバーのみを登録して、次回からはその都度、持って来た時に許可証を出すなどの対応が必要になってくると思います。

○議長(清 平二 君)

6番、松山君。

○議員(松山 善太郎 君)

なぜ、入り口のところでこれを取り上げているかといいますと、先ほど、連合長の最初の答弁です。2, 376トン、事業系のごみがあると。これ本当は60円で取るべきですよ。

それより安い料金はない。で、50円で取っているにしても、これ60円で取ったら、先ほど1, 250万と言いましたが、1, 420万になる。事業系のごみは全部60円で取る。段ボールはもっと高い。粗大ごみももっと高い。だから、これより安くなることはないんです。

ここら辺が、どうもこの数字にあまり整合性が見えないような気がしますので、これを取り上げている。言いたいのはここからですよ。じゃ、その事業系のごみ、事業系のごみだけを持って来ている、いわゆる家庭ごみを持って来ていない業者さんと思われる方がおります。それは、先ほど言った主な10件のうちの何件ぐらいですか。一覧表の上から何名か。

○議長(清 平二 君)

荻田係長。

○係長(荻田 恭平 君)

お答え致します。町と契約している業者さんが窓口において現金払いとして把握できている件数につきましては、伊仙町6業者あるうち3業者、徳之島町6業者あるうち3業者、天城町におきましても現金払いされているところはございます。

○議長(清 平二 君)

6番、松山君。

○議員(松山 善太郎 君)

定期的に、この得意先一覧表に載っているものは、正和流通さん、大沢リースさん、ニュー西田、清和工業、これ亀津4社ですね。あと、名城さんと母間と保岡さんについては、家庭ごみの搬入も兼ねている、ですね。で、天城は清香さん、定期的に持って来ているのはこれだけです。

年間60万ほど持って来ている。で、伊仙は3業者と言いましたが、毎月持って行くけど、これには載っていませんけど、これはどういった理由ですか。

○議長(清 平二 君)

荻田係長。

○係長(荻田 恭平 君)

持って来ているというのは、このお得意先一覧が実際現金ではなくて、請求払いをしている事業

所しか載っていないくて、その3業者と言いましたのは、一般ごみを扱ってはいるんですけど、その他で持って来た際には、その都度現金払いをしているというものであります。

ですので、この得意先一覧に記載されていないが、現金払いをしている業者というのは、その他にもございます。

○議長(清 平二 君)

6番、松山君。

○議員(松山 善太郎 君)

これは、私がどうも1回ちゃんとしてもらわないと困るなと思ったのは、事業系のごみの持ち込みが約1,250万です。1,250万です。で、得意先一覧表、これで持ち込んで来たのが、これ全部です。得意先一覧表に載っているのを全部で673万です。で、577万は、今言ったように、店頭商売みたいな感じで現金を取っているということですか。577万については。

○議長(清 平二 君)

荻田係長。

○係長(荻田 恭平 君)

まず整理させていただきたいんですけど、松山議員の手元にある得意先一覧の金額につきましては、全て請求額の内訳となっております。その額が、先ほどおっしゃられた1,118トン380キロ、金額にしますと672万7,990円が4月から3月までの12か月の合計になるかと思えます。

実績でいきますと、事業所ごみが678万5,110円ありまして、公共分として133万8,200円あります。そうしますと、この手元にある金額と年報値との間には差が発生してしまいます。

その差につきまして、事業所のごみとして136万520円、公共分として6万4,300円が差額としてあがってきますが、この差額分のみが事業所でありながら現金で払っている分となります。

○議長(清 平二 君)

6番、松山君。

○議員(松山 善太郎 君)

となると、今言った133万、136万、269万です。500万から269万を引いたら、約300万が事業所系のごみということですね。これは、私が気になるのは、実際に私たちのところで、私は天城町だけしか聞いていませんけど、妙なことがあるんですね。公共から委託料を取る。

その人は、事業系のごみはお金を払っている形跡はあまりない。私は、天城町だけでなく、3町

ともそういうのがあるんじゃないかなと思っています。事業系のごみをもうちょっときっちり、許可証をどこそこは取っていますよというのを把握してしないと、例えば、取っているかも分かりませんよ。取っているかも分かりませんが、お得先一覧の中からかなりのものが全く持ち込みがなくなっている。例えば、ダイマルさんです。例えば徳之島病院、例えば南風園さん、例えば天城町の給食センター、それから、天城のショップかんださん、宮上病院さん、あときりがないですよ、大きいお店。そこら辺がどういった形態でゴミを持ち込んでいるかということです。

天城町で、清香さんが年間60万ほど手数料を払っている。これ、大きい会社が1つです。

大きいといってもそんなに大きくはないですよ。ファミリーマートさんとか、平瀬製糖工場さんとか、もちろん大きいのはサンセットリゾートです。あと、須川木工さん、あと一つはどこでしたか。

あんまり大きくないお店が5件だ。で、あとは小さな小売店を回っている。それで60万来るんだ。

天城には愛心園もある、天寿園もある。他に大きいお店もある。永岡もあれば。

そこら辺は抜きにしても、天城町だけで60万来ているんです。で、これでどれぐらい来ているかというと、母間衛生社さんが約70万持って来ている。あと、正和、大沢、ニューにしだ、名城、保岡、清和、これ合わせておよそ60万だと。清香さんと同じぐらいですね。言わんとしていることはわかりますか。そこら辺、いっぱい抜けている可能性がある。どうぞ。

○議長(清 平二 君)

荻田係長。

○係長(荻田 恭平 君)

おっしゃられたとおり、こちらで現金払いで払った時に、その他業者があるとおっしゃいましたが、こちらで確かにノートに書き記して積み上げておりますが、そういったことも把握できるようにしていきたいと思います。あと、その事業所系、どこが契約しているかというのも明確に分からない部分もありますので、そちらについては3町と協力して、その事業所に対して、どこにごみを搬入しているのか、そういった調査等を今後行っていきたいと思います。

○議長(清 平二 君)

6番、松山君。

○議員(松山 善太郎 君)

ぜひお願いしておきたいと思います。これは、実際にあるんですよ。公共から委託料をもらって。多分家庭ゴミと一緒に持って行っているんじゃないかなと、邪推しますけどね、あくまでも。

分からんわけですよ。そこら辺があるんじゃないかなと思う。特に、私が見る範囲では、亀津の市街地辺りは、家ごとにごみが出されている。あれは、お店のごみとか、事業所のごみ、袋をそこらに

置いても誰も分からないと思いますよ。一々これどこのごみだなんて聞いていないと思う。

ですから、そこら辺をちゃんと把握しないと、その伊仙から業者なんかが入っていないというのも気になる。ちなみに、時間がどんどんなくなりますけど、天城のAコープさん、これ一つ例を取りました。天城のAコープさん、44万2,000円手数料を払っている。だったら、伊仙と亀津のAコープはどうなっているのかという話です。仙寿の里さん、毎月来て16万円払っている。

だったら、徳寿園、天寿園、愛心園、その他もろもろの施設はどうなっているかということです。

亀津保育園さん、毎月1万、12万1,000円払っている。他の保育所はどうなっているかということ。徳洲会病院さん、79万払っている。だったら、徳之島病院、宮上病院、その他諸々の病院はどうなっているのかということ。そこら辺を、やはり仕事をする以上は、そこはシビアにきっちり精査すべきだと思います。もう一回、事務局長、お願いします。

○議長(清 平二 君)

佐平事務局長。

○事務局長(佐平 勝秀 君)

ただいまの御質問にお答え致します。今、松山議員が御指摘のあったとおり、やはり同じ事業所、3町にまたがってあるんですけども、それをしっかり内容を改めて精査して、各町とも連携をして追跡調査を取り急ぎ行っていきたくと思います。今後、その事業所系の搬入にあたってのその許可申請の在り方とか、そこら辺をもう一度整理をしていきたくと思っています。

先ほどから、資料請求をして御提出させて頂いたお得意様一覧についても、その内容も実際に実績のあるものとならないものと、いろいろありますので、そこら辺もベースにして、これから調査をしていきたくと思っています。しっかりとした形で歳入を取れるような形で鋭意努力してまいりたいと思います。

○議長(清 平二 君)

6番、松山君。

○議員(松山 善太郎 君)

念のために言っておきますけど、これは得意先一覧というのを全く使っていないところもある。

全く使っていないけど、これは登録番号が290までなっていますが、実際にこれから番号が飛んでいるのもかなりあります。だから、実際に掴んでいるのは半分ぐらいじゃないんですかね。

そこらは、許可証は1年更新になっているはずですので、その都度きれいに整理した方がいいと思いますよ。

○議長(清 平二 君)

佐平事務局長。

○事務局長(佐平 勝秀 君)

今回、松山議員から一般質問を頂いて、いろいろと御指摘頂いたり、いろいろお気づきの点など、情報を頂いたんですけども、本当にこの状態ではよくないということは、もうはっきり分かりましたので、ぜひ。あと、補正予算にも今回計上しているんですけども、計量器とか、諸々今後更新する段取りをしておりますので、そこら辺を機に、また登録の在り方とか、そういったものをしっかりと整理し直すようにしていきたいと思います。

○議長(清 平二 君)

6番、松山君。

○議員(松山 善太郎 君)

これは前も1回、去年の今頃ですか、取り上げているんですが、一般の持ち込みは60円です。

役場あたりそこら辺、公共の役場の関係するところは50円なんですけど、これは連合長と副連合長お二人、これはどういったものですかね。

もう一回言います。お互いの役場は50円で持って行きます。民間の方は60円払っています。

これでいいのかどうか。私はあまり感心しないと思いますけど、それぞれ感想だけで結構です。

○議長(清 平二 君)

大久保連合長。

○連合長(大久保 明 君)

今、松山議員の質問に関しまして、事務局長も話したように、このことに関しましては、ほとんど認識が甘かったということは反省しております。伊仙町役場については、これは契約をしております。

教育委員会、幼稚園、小学校、中学校については、事業系ごみの許可業者と契約をしています。

そのほか、給食センターについては、クリーンセンターへ直接搬入しています。

して、請求書による支払いを行っております。あと、食品残渣については、養豚業者が処理をしている状況であります。

○議長(清 平二 君)

森田副連合長。

○副連合長(森田 弘光 君)

お答え致します。松山議員から、一般事業所の事業所系及び官公庁の事業所系ごみという表現がいいのか分かりませんが、役場関係、そういった官公庁のものが50円の、10円の差があるということについて、これがどういう経緯でこのような10円の差がついたかというのは、ちょっと私の中ではよく分からないところがあるんですけど、やはりこれからはしっかりと、今議論になっているように、事業所系のごみをしっかりと搬入し、区別をしていくということをこれから進めていく中で、何で役場が50円で、自分たちは60円払わないといけないんだというところでいくと、持ち込みたくもなくなるのか、またそういったこともありますので、公平感に欠けるような気がしております。

そこについては、またこれしっかりと広域連合事務局と語りながら、これはまた私たち役場の問題になるんですけども、役場とすれば、そういう形で修正するということについては、特にやぶさかではございません。また、考えようによっては、足りない分は3町の役場からお金を出しているんだから、いいんじゃないかという議論もあるかも知れないんですけど、それではまた一般事業所の方々のモチベーションというか、しっかりと搬入しようというところの気持ちの問題にちょっと差し障りがあるんじゃないかと思っておりますので、ちょっと議論させて頂きたいと思います。

○議長(清 平二 君)

高岡副連合長。

○副連合長(高岡 秀規 君)

お答え致します。今後、行政においても事業系ごみの扱いとなりますので、以前より指摘があったことに鑑み、今後は同等な扱いをするべきかなと、今感じているところであります。

○議長(清 平二 君)

6番、松山君。

○議員(松山 善太郎 君)

それでは、ということで、やっぱり見直した方が情情的にいいんですかね。役場がお金を払ってここに持って来るわけですから、どっちみち結果としては、役場のお金がここに入ってくるだけですから、お互いのやりとりは何の影響もないわけですが、一般の人が気がついた時に、役場は50円で、自分なんかは60円だそうだよというのはあまりどうかなという気がします。ちなみに、条例ではどうなっていますか。

○議長(清 平二 君)

佐平事務局長。

○事務局長(佐平 勝秀 君)

条例のほうでは、2,005ページに書き込まれておりますが、処理手数料の別表1、第9条関係の中で、今、松山議員が御指摘のとおり、一般のごみと事業所系という大きな2つにくくられているんですけども、官公庁という特定の明記はされておきませんので、これについても、今後清掃審議会と、あとまた財政担当ともお話をし、しっかりと明記するなり、その金額もしっかりと設定をさせて頂きたいと思っております。いずれにしても、今回のその一般質問で頂いている内容、要望等をこれから事務局としての協議の大きなテーマとして取り扱っていきたく思っております。以上です。

○議長(清 平二 君)

6番、松山君。

○議員(松山 善太郎 君)

これはどっかに、官公庁とか、学校とかは事業系ですよというのはどっかに載っています。

次は、ごみの収集の手数料に行きたいと思っております。第9条の(2)、分かりますか。ちょっと読んで。

○議長(清 平二 君)

佐平事務局長。

○事務局長(佐平 勝秀 君)

処理手数料第9条の2、朗読致します。

「(2)収集ごみの処理手数料は、別表2の指定袋及び処理シールによるものとし、指定袋及び処理シールの販売により、これを徴集する」となっております。

○議長(清 平二 君)

6番、松山君。

○議員(松山 善太郎 君)

やっぱり認識を改めてもらうのは、一般の方々もこういった認識は持っていないと思うんですね。

あのごみ袋を買うのは手数料を払っているんです。ただ単にごみ袋を買っているんじゃない。

あれは、ごみ袋を買うこと自体が手数料になっているわけです。条例ではあれを手数料と解釈していますので。そこら辺です。で、大小ありますが、大だけで結構です。あのごみ袋、10枚セットで売っているそうです。聞いてきました。で、幾らで売られているのか、これもちょっと連合長、お分かりになっていますでしょうか。分からなかったら分からんで結構です。

○議長(清 平二 君)

大久保連合長。

○連合長(大久保 明 君)

私は分かりません。100円前後ではないかと思います。

○議長(清 平二 君)

森田副連合長。

○副連合長(森田 弘光 君)

500円ぐらいだったと私は認識しています。

○議長(清 平二 君)

高岡副連合長。

○副連合長(高岡 秀規 君)

消費税がどうだったかどうかちょっと忘れましたが、消費税がついたら550円ぐらいだったかなと思います。

○議長(清 平二 君)

6番、松山君。

○議員(松山 善太郎 君)

これは全部に聞いたわけではありませんので、一部に聞いたところですが、大については500円、小は250円だそうです。で、条例では幾らになっているかですけども、別表2ですね。

○議長(清 平二 君)

佐平事務局長。

○事務局長(佐平 勝秀 君)

大の袋は、販売価格ですか。

○議員(松山 善太郎 君)

手数料の中に載っていると思います。

○事務局長(佐平 勝秀 君)

消費税込みで販売価格は1枚50円を10枚組で、税込み500円で販売しております。

小は、先ほど言われたとおり、税込み250円で販売しております、その中に処理手数料が入っている形になっております。

○議長(清 平二 君)

6番、松山君。

○議員(松山 善太郎 君)

同じく2, 005ページです。第9条関係で、この処理手数料というのがあります。手数料。

これ、ですから、袋自体が手数料ですので、天城町民から、伊仙町民から、徳之島町から、これだけ手数料を取りなさいとなっている。これが幾らになっているかということですよ、私が聞いているのは。下に、第9条関係の別表2というのがある。上は、自ら搬入するもの、事業系のごみ、その下のほうに、一般の、いわゆる収集ごみですよ。役場が委託している業者さん。指定袋、1枚につき幾らというのが載っていますが、処理手数料。

○議長(清 平二 君)

荻田係長。

○係長(荻田 恭平 君)

お答え致します。燃やせるごみ袋大でのみ御説明致します。1枚当たりが50円に対しまして、処理手数料として27. 37円の歳入となります。全体でいきますと、指定ごみ袋売上実績、これは決算額でございますが、3, 609万2, 060円に対して、その手数料として歳入があるのは、2, 208万2, 090円分がその手数料となっております。

○議長(清 平二 君)

6番、松山君。

○議員(松山 善太郎 君)

先ほど、わざわざ事務局長に9条を読んでもらいました。手数料はここに書いてあるとおりに手数料は取りなさいとなっている。ここでは1枚27円ですので、10枚でいくと270円以上取ってはいけないでは。これを平気で500円で売っている。ここら辺の条例との整合性をどう思われますか。

これは事務局長で結構です。

○議長(清 平二 君)

佐平事務局長。

○事務局長(佐平 勝秀 君)

ただいまの質問にお答え致します。松山議員のおっしゃりたいことは、その手数料と実際の販売価格との差額の部分がちょっと大き過ぎるんじゃないかということを御質問していると思いますけども、これについては、毎回その処理手数料の件とか、ごみ袋の販売価格というものは、一応その清掃審議会というところでお諮りさせて頂いた中で設定していきまして、去年、消費税が2%上がったときもどうしますかというお話をしたんですけども、実際の委員の皆さんの意見からすると、もうこのままにして頂きたいという話がありまして、現状に至るんですけども、しかしながら、製作委託料とか、その卸をして、小売店さんに行くまでの手数料諸々含めてそういった形になっていますので、そこら辺は改めて精査して、ちょっと金額的なものを、他の自治体と協議して参考にさせて頂いて、また検討していきたいと思っております。

○議長(清 平二 君)

6番、松山君。

○議員(松山 善太郎 君)

今言ったのは、清掃審議会で、消費税が上がるけどこのままいいねという話でしょう。

元々の条例ではこうなっていますよという説明は、清掃審議会あたりで一回もしていないんじゃないですか。

○議長(清 平二 君)

佐平事務局長。

○事務局長(佐平 勝秀 君)

一応、袋自体に、1枚50円の袋の中にこれだけの処理手数料があるというお話は、一応させて頂いてはいるんですけども、実際今、松山議員が疑問に思われていることと、あと課題でないかと言われていたことに対しては、まだそこら辺までちょっと議論が実際のところ深くされていないということしか、現状では申し上げられません。ですが、これからまた審議会を通じて、改めてちょっとこの件については、また触れていきたいと思っております。

○議長(清 平二 君)

6番、松山君。

○議員(松山 善太郎 君)

もう一回繰り返してから終わります。この条例では、収集ごみの手数料ですよ。

一般の人が払う手数料はこんだけ取りなさいと決まっている、条例で。条例で決まっているから、これ以上取ってはいけないんだよ。普通にそれが条例に決めた目的じゃないですか。

270円の別に、230円何かが入っているかなっていうのは、途中で誰かが儲けているだなんて、そんな話は通用しないと思いますよ。最終的に町民が幾ら払うかが問題であって。

だから、270円以上は取ってはいけないんだよ。これ厳密に言えば条例違反だと思いますよ。

先ほどもあったように、50円取るのも条例違反なんです。ここで500円取るのも条例違反なんです。だから、その諸々の言いたい事はそんなことじゃない。下げて欲しいということを言いたい。

幸さんが、幸議員さんがいなくて残念ですけど、何回も言っていた。高いから下げろと。

高いから下げろよと。調べてみたら、そんなに高くはないんですね。これからぼつぼついきますけどね。じゃ、あなた今、いろいろ中間であってとか、委託料とかいろいろあって、と言いましたね。

ごみ袋の去年の作製の委託料は幾らですか。

○議長(清 平二 君)

荻田係長。

○係長(荻田 恭平 君)

お答え致します。元年度の製作委託料は1,300万5,403円であります。

○議長(清 平二 君)

6番、松山君。

○議員(松山 善太郎 君)

指定ごみ袋の売上げは幾らですか。ここから出した分。

○議長(清 平二 君)

荻田係長。

○係長(荻田 恭平 君)

売上げの実績は、2,208万2,090円であります。

○議長(清 平二 君)

6番、松山君。

○議員(松山 善太郎 君)

違うんじゃないですか。そちらから頂いた資料でも前期と後期で約1,800万と約1,700万で、3,600万円になっていたと思うんですが。分かりますか。

○議長(清 平二 君)

荻田係長。

○係長(荻田 恭平 君)

訂正致します。申し訳ございませんでした。おっしゃるとおり、指定ごみ袋売上げ実績は3,609万2,060円であります。そのうちの手数料、先ほどおっしゃいました27.37円等を足していきますと、その手数料としては2,208万2,090円になるものであります。

○議長(清 平二 君)

6番、松山君。

○議員(松山 善太郎 君)

1,300万で品物を買った。3,600万で売った。2,300万も儲けている。普通のお店の感覚でいえば、これって普通ですかね。これを、まず連合長と副連合長のお二方に聞いてみたいと思います。もう一回言いますね。委託料が1,300万かかった。で、仲卸の業者さんに3,600万で卸している。広域連合会が2,300万もうけているようになる。平たく言えば、これどう思われますか。

○議長(清 平二 君)

大久保連合長。

○連合長(大久保 明 君)

以前から、他の自治体、例えば県本土の自治体等に比べて島のごみ袋がちょっと高いんじゃないかと。また、ぜいたくではないかという話は聞いておりましたので、一度そのことを以前議論したことがありますけれども、しかし、この分別を徹底するためには、このような壊れにくい、強い、そして色分けしたのがいいんじゃないかということでありましたけれども、実際に今、具体的な数字が出ていることをしっかりと議論しながら考えて、また、島民の方々にも説明をして理解を得るようにしていきたいと考えております。考えていきたいと思います。

○議長(清 平二 君)

森田副連合長。

○副連合長(森田 弘光 君)

今、議論の中で考えていることは、指定ごみ袋を作る会社から幾らで私たちが仕入れているのかなというのが、ちょっと1点分らないなというのが。で、会社に支払って、それで3,600万で私たちが収入を得ているということについては、若干の少し差が開き過ぎではないかなというふうに思っております。そこら辺については、またみんなの中で議論して頂ければ、そこについて高いのかなという今、感じを持っているところであります。

○議長(清 平二 君)

高岡副連合長。

○副連合長(高岡 秀規 君)

もし私の答弁が趣旨と反するのであれば、ちょっとまたおっしゃって頂ければありがたいと思いますが。その差引きにつきましては、処理費用として頂いているわけですから、それに係るコストというものを考えた時に、それが高いのか、安いのかということは議論するべきところではあるかというふうに考えております。

○議長(清 平二 君)

6番、松山君。

○議員(松山 善太郎 君)

私が言っているのは、要は、条例にある以上は、そこはお互いが遵守しないと法がなくなる。

条例でやっぱり270円と決まっている以上は、条例を変えるかですよ。ぜひ500円で売れたかったら。やっぱりそこら辺は、経費がかかるとかいう問題とは違うような気がしますけどね。

もう一回、卸売業者さんには今の500円のごみ袋を幾らで卸していますか。

○議長(清 平二 君)

荻田係長。

○係長(荻田 恭平 君)

50円の袋に対しまして、この条例であります27.37円という手数料は、それ以上は売上げとして頂いておりません。この条例どおりの売上げとなっております。製作単価から処理手数料27.37円を引きまして、卸業者の取り分が3.78円となっております。この3.78円は、卸と小売りの割合については、こちらで把握しておりませんが、最終的に1枚当たり50円の販売となっております。

○議員(松山 善太郎 君)

仲卸の業者さんに幾らで卸しているのと言ったけど。

○係長(荻田 恭平 君)

卸業者の価格が41.67円となっています。

○議長(清 平二 君)

6番、松山君。

○議員(松山 善太郎 君)

大体お聞きのとおりです。これは前期・後期分かれていますので、大体42円台、今は43円ではありませんね。仲卸の業者さんには430円で卸しています。この方々なんかは次に、ここから430円を出たやつを幾らで小売店に卸しているかというのを、各小売店が幾らで売っているかというのを、これ全体的に調査してみる必要があるんじゃないですか。仲卸の業者さんはさらにもうけていませんよ。広域連合はぼろ儲けしている。あの方々なんかは、430円で卸す。今言ったように420円で卸す。で、小売店が500円で売っているから、その間で幾らももうけていないような気がする。

次に、値下げの話に移りたいと思います。これは、例えば、今言ったように、私が見たところでは大体430円ぐらいで、4月から9月まで、10月から3月まで、2回に分けて卸していますので、平均したら430円ぐらいになっている。じゃ、これを330円にできないかということです。

330円にして、小売りの段階で400円にする。100円下げる。幾らぐらいこちらの儲けがなくなると思われますか。100円下がる。もう時間もありませんので、行きますね。

計算したら、その3,600万が大体2,760万か2,800万ぐらいになる。今までの儲けから800万ぐらい少なくなる。それでも1,500万は儲けるんだ。悪く言えばな。

それでもよ、400円に下げても、条例は270円になっている。それでも条例違反なんだ。

だから、条例を変えるかどうかにかしないと、動きが取れない。で、もう一回言いますよ。

500円を400円にした時に、こっから出るの、仲卸の業者さんには同じ100円下げますから、今430円で卸しているやつを330円で卸せばいい。で、ここの取り分が800万ちょっとぐらい少なくなる。そんなに痛くはない。それで、これは3か町の町民の方々が、100円下がったと。

それは下げるのは連合長、副連合長ですので、3か町の町民の方々に喜んでもらえたらいいんじゃないでしょうかね。もう一回言いますよ。それでも条例の範囲から少し超える。

400円にしても。だから、やはり400円というのが普通です。私のところはそんなに高くなかったです。500円。沖永良部、与論、喜界、ここを調べてもらいました。大体400円から430円です。

400円に下げて、ちょうど同じぐらいになります。南3島と喜界島と。奄美本島は調べていません

けど。できれば、ここら辺を条例に照らし合わせて、一般の方々の負担も考え合わせて、もう一回、事業系のごみ、一般の方が負担している500円、これが妥当なのかどうか、いま一度精査してもらいたいと思います。

○議長(清 平二 君)

佐平事務局長。

○事務局長(佐平 勝秀 君)

ただいまの御質問にお答え致します。今御指摘のあったものを、そのまま事務局で精査をして、あとまたちょっと、大変申し訳ありませんが、また事務局の中でいろいろと案が固まり次第、また松山議員にも御指摘とか、御教示頂くことがあるかと思いますが、その時は、よろしく願います。

そして、清掃審議会でも、現状を報告した中で、どうしていくかというところも、これから結論を見いだせるようにしていきたいと思えます。あくまでも、住民の皆さんの負担を軽減するというところの観点において、また協議してまいりたいと思えますので、よろしく願います。

以上です。

○議長(清 平二 君)

6番、松山君。

○議員(松山 善太郎 君)

いろいろ申しあげましたが、やはり事業系のごみをもうちよっとなんてしっかり把握して欲しいというのは、やはり条例と照らし合わせて、南3島、喜界あたりとよく勘案して、そういった方向で検討してもらいたいと思えます。最後、連合長、願います。

○議長(清 平二 君)

大久保連合長。

○連合長(大久保 明 君)

松山議員の今日の一般質問は、大変中身がある、また説得力のある質問だったと思えますので、だけど、事務局が話したように、島民の負担を少しでも軽減できるように、また、副連合長一体となって、取り組んでいきたいと思えます。

○議長(清 平二 君)

以上で、松山善太郎君の一般質問を終了致します。ここで、しばらく休憩をします。

昼食を挟んで、午後1時から開会してもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(清 平二 君)

では、午後1時から会議を開きますので、よろしいでしょうか。午後1時から開会します。よろしくお願ひします。

<休憩:午前11時55分>

<再開:午後1時00分>

○議長(清 平二 君)

休憩前に引き続き会議を開きます。日程第4、議案第3号 令和2年度徳之島愛ランド広域連合一般会計補正予算(第1号)を議題とします。大久保連合長。

○連合長(大久保 明 君)

令和2年度徳之島愛ランド広域連合一般会計補正予算(第1号)について説明致します。

内容は、歳入歳出予算にそれぞれ3,200万1,000円を追加し、歳入歳出予算額がそれぞれ5億8,426万6,000円となります。

歳入につきましては、繰越金が3,200万1,000円の増額となります。

歳出につきましては、議会費が16万円の増額、総務費が4万円の増額、衛生費が3,180万1,000円の増額となります。御審議のほど、よろしくお願ひ致します。

○議長(清 平二 君)

補足説明があれば、これを許します。佐平事務局長。

○事務局長(佐平 勝秀 君)

議案第3号 令和2年度徳之島愛ランド広域連合一般会計補正予算(第1号)について、補足説明を致します。5ページをお開きください。

まず、歳入について御説明致します。2款繰越金1項繰越金1目繰越金1節繰越金、補正前の額1,000円に3,200万1,000円を増額補正し、3,200万2,000円とするものであります。

主な内訳と致しましては、前年度繰越金3,200万1,511円であります。

8ページをお開きください。次に、歳出について御説明致します。

1款議会費1項議会費1目議会費、補正前の額64万2,000円に16万円を増額補正し、80万2,

000円とするものであります。

主な内訳と致しましては、11節の役務費より14万円を、17節備品購入に組替えを行った中で、議事録及び音響設備購入費として30万円を御提案するものであります。

続いて、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、補正前の額425万7,000円に4万円を増額補正し、429万7,000円とするものであります。

主な内訳と致しましては、3節職員手当において事務員超勤手当4万円を御提案するものであります。

続いて、3款衛生費1項清掃費1目清掃総務費、補正前の額2,430万9,000円に33万4,000円を増額補正し、2,464万3,000円とするものであります。

主な内訳と致しましては、清掃事業審議会の追加開催に係る予算として、1節報酬において2万4,000円、8節旅費において1万円を御提案するものであります。

次に、同款項目内10節需用費において、印刷製本費として30万円御提案するものであります。

9ページをお開きください。

3款衛生費1項清掃費2目清掃管理費、補正前の額5億313万円に3,130万円を増額補正し、5億3,443万円とするものであります。

主な内訳と致しましては、10節需用費内の修繕費において1,750万円を御提案するものであります。

なお、修繕費の詳細につきましては、先日、議案書と送付させて頂きました写真資料を御参考に御審議頂ければと思います。

次に、同款項目内24節積立金において、徳之島愛ランド広域連合一般廃棄物処理施設整備費基金の積立てとして、1,380万円を御提案するものであります。

3款衛生費2項火葬場費1目火葬場管理費、補正前の額1,530万5,000円に16万7,000円を増額補正し、1,547万2,000円とするものであります。

主な内訳と致しましては、徳之島愛ランド広域連合火葬場保全管理基金として16万7,000円を御提案するものであります。

以上、議案第3号 令和2年度徳之島愛ランド広域連合一般会計補正予算(第1号)について補足説明を致しました。御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(清 平二 君)

議案第3号について質疑を行います。

○議長(清 平二 君)

6番、松山君。

○議員(松山 善太郎 君)

火葬場保全管理基金、これは新たに設けるものですか。こういった条例があるんですか。

○議長(清 平二 君)

佐平事務局長。

○事務局長(佐平 勝秀 君)

松山議員のただいまの御質問にお答えします。皆さん、規約をお持ちでしたら、1,702ページに徳之島愛ランド広域連合火葬場保全管理基金条例とございまして、これ基金条例は設置してあるんですけども、現状としては積立てがなされておりましたので、今、火葬場もクリーンセンター同様に、いろんな形で維持管理、また今後の施設整備に関して、やはり積立てをしていかないといけないということで、今回から積立てをさせて頂いているところでございます。

○議長(清 平二 君)

ほかに何か質疑は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(清 平二 君)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(清 平二 君)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第3号 令和2年度徳之島愛ランド広域連合一般会計補正予算(第1号)について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(清 平二 君)

異議なしと認めます。したがって、議案第3号 令和2年度徳之島愛ランド広域連合一般会計補正予算は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第4号 令和2年度徳之島食肉センター特別会計補正予算(第1号)を議題としま

す。

本案について、提案理由の説明を求めます。大久保連合長。

○連合長(大久保 明 君)

議案第4号 令和2年度徳之島食肉センター特別会計補正予算(第1号)について説明します。

内容は、歳入歳出予算にそれぞれ177万6,000円を追加し、歳入歳出予算総額がそれぞれ2,755万1,000円となります。

歳入につきましては、繰越金が177万6,000円の増額となります。

歳出につきましては、総務費が177万6,000円の増額となります。

御審議のほど、よろしくお願い致します。

○議長(清 平二 君)

補足説明があれば、これを許します。

○議長(清 平二 君)

佐平事務局長。

○事務局長(佐平 勝秀 君)

議案第4号 令和2年度徳之島食肉センター特別会計補正予算(第1号)について補足説明を致します。5ページをお開きください。

まず、歳入について御説明申し上げます。4款繰越金1項繰越金1目繰越金、補正前の額1,000円に177万6,000円を増額補正し、177万7,000円とするものであります。

主な内訳と致しましては、前年度繰越金177万6,271円になります。

8ページをお開きください。次に、歳出について御説明申し上げます。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費、補正前の額1,689万9,000円に177万6,000円を増額補正し、1,867万5,000円とするものであります。

主な内訳と致しましては、2節給料における運転員給料34万円を減額の上、他項目への組み替え財源として充当するものとし、3節職員手当における時間外手当として6万円、10節需用費における修繕費として115万4,000円、12節委託料として、経営戦略策定業務委託料90万2,000円を御提案するものであります。

なお、2節給料における減額の主な要因と致しましては、従来4名体制で業務を担うところですが、1名の欠員が生じ、それに伴う補充がなされなかったことにより、4月から7月までの給与分が不要となったことが主な減額となった要因であります。

10節需用費における修繕費の詳細については、先日送付させて頂きました写真資料を御参考

に御審議頂きますよう、お願い申し上げます。

以上、議案第4号 令和2年度徳之島食肉センター特別会計補正予算(第1号)について補足説明を致しました。御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(清 平二 君)

議案第4号について質疑を行います。

○議長(清 平二 君)

6番、松山君。

○議員(松山 善太郎 君)

前もって資料をやっているところだけ説明しても困るんですが、委託料です。経営戦略策定、委託先とその策定の内容。それと、事務局長、長いこと款1項1目1で慣れているんですが、1款、2項、1目というのは、そういう呼び方があるんですか。款項目の呼び方。もう何十年と款1項1で呼び慣れているんですが、事務局長、1款、1項と言っていますけど、款1と流れが違っているんだけど、気になる。

○議長(清 平二 君)

佐平事務局長。

○事務局長(佐平 勝秀 君)

まず、その呼び方なんですけども、伊仙町はそういった形です。

○議員(松山善太郎 君)

款1じゃなくて、1款。

○事務局長(佐平 勝秀 君)

1款ですね。以前は、今、松山議員が言われたような形でされていたんですけど、その呼び方は自治体によっていろいろあるかと思います。お答えになるかということで、すみません。

委託料の経営戦略策定業務委託料につきましては、今から見積り入札をさせて頂くところなんですけども、まず、その経営戦略策定業務の概要としましては、今年度に入ってから国からの通知がありまして、今年度中に経営戦略の策定をするよこという通知がありました。

これについては、主にこの経営戦略策定をしなければどうなるかということなんですけども、一つは、食肉センターの今後何かしらの事業を導入する際に、この経営戦略を策定していなければ、

補助事業の対象としてみなされないという、そういったところのデメリットがあるということで、国からされています。そこら辺を鑑みまして、国から今年度中に取り急ぎ策定するようにということで、こちらでは賜っております。以上です。

○議長(清 平二 君)

他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(清 平二 君)

質疑なしと認めます。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(清 平二 君)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第4号 令和2年度徳之島食肉センター特別会計補正予算(第1号)、本案は原案のとおり決定することに御異議がありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(清 平二 君)

異議なしと認めます。したがって、議案第4号 令和2年度徳之島食肉センター特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第5号 令和元年度徳之島愛ランド広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について議題とします。提案理由の説明を求めます。大久保連合長。

○連合長(大久保 明 君)

令和元年度徳之島愛ランド広域連合一般会計歳入歳出決算について認定を求める件であります。

令和元年度徳之島愛ランド広域連合一般会計歳入総額は4億6,958万8,070円で、歳出総額は4億3,758万6,561円で、歳入歳出差引残額は3,200万1,511円となります。

それでは、各項目の内容について御説明致します。

歳入につきましては、各町の分担金及び負担金が約81%の3億8,018万5,000円で、繰越金が約4%の1,890万2,932円で、諸収入が約15%の7,040万140円となっております。

歳出につきましては、衛生費が約98%の4億2,696万2,081円で、公債費が約1%の465万9,183円で、議会費及び総務費の合計額において約1%の596万5,297円となっております。御審議のほど、よろしくお願い致します。

○議長(清 平二 君)

議案第5号について質疑を行います。6番、松山君。

○議員(松山 善太郎 君)

質疑しても始まらんとは思うんですが、集計表の28ページ、まず、3・1・1の12、上から3段目です。28ページ。公有建物災害共済保険料5万2,000円、公用車の任意保険料75万8,000円、これでいいのかな。

○議長(清 平二 君)

佐平事務局長。

○事務局長(佐平 勝秀 君)

大変申し訳ありません。松山議員の御指摘のとおり、公有建物災害共済保険料が75万8,872円、公用車任意保険料が5万2,180円の間違いでした。大変申し訳ありませんでした。

○議長(清 平二 君)

6番、松山議員。

○議員(松山 善太郎 君)

そこら辺、コピー機の保守業務委託料というのが約9万円組まれていたんですが、これがゼロになっているのはどうしてなのか。あと、基本構想策定業務委託料421万2,000円、これは最後もらった冊子で終わりですか。あれで421万ですか。

○議長(清 平二 君)

佐平事務局長。

○事務局長(佐平 勝秀 君)

まず、今2点頂きましたので、順次答弁させていただきます。コピー機保守業務委託料なんですけども、まず、コピー機のそのリース契約が終わりまして、完全に所有権が連合に移転されました。

その後、今までリース料の中に保守委託料も含まれていたんですけども、リース料が完済した後

に、別途その所有権移転をしてからも保守業務が必要ということで説明を受けていましたけども、リース会社から修正がありまして、この分は必要ないということで、ゼロとなっております。

続いて、基本構想策定業務委託料421万2,000円の内容なんですけども、その冊子も含めてなんですけども、年間で調査したり、いろんなデータの積み上げとか、そういったもの諸々、策定業務に係る委託、専門的なところ、そこら辺を調査したりとかを含めて、この金額となっております。

完成品として提出されたのが、先ほど、松山議員から言われたものでございます。

○議長(清 平二 君)

6番、松山君。

○議員(松山 善太郎 君)

今のこの上のほうに賃金がございます。2・1・1・7、27ページの上から6、7行目あたりです。

そこに不用額が70万3,000円出ているんですが、これは賃金なら半分ということですが、これがどういうことなのか。もうあと1点ぐらい聞いて終わらしましょうね。

30ページ、委託料です。真ん中辺り、3・2・1の13、ここに電気設備の点検業務委託料というのが29万あったんですが、これはもともと必要なかったのか。その上の小さく法定検査手数料というのがあります。これは何の法定検査なのか。この3点。

○議長(清 平二 君)

佐平事務局長。

○事務局長(佐平 勝秀 君)

ただいまの御質問にお答え致します。まず、2・1・1・7、賃金の不用額70万3,300円なんですけども、これについては、広域連合で雇用しておりました筆耕職員が10月で一身上の都合により退職をしまして、それ以降、筆耕職員が不在だったため、その分の不用額となります。

続きまして、30ページです。3・2・1の13、委託料で法定検査手数料とありますが。

○議長(清 平二 君)

文田主事補。

○主事補(文田 晃裕 君)

お答え致します。3・2・1・13の法定検査手数料です。こちらは浄化槽の検査手数料になるんですが、こちら役務費で計上してありますのを委託料で支出しております。

委託料の電気設備点検業務の未締結理由と致しましては、書類の不備等により年度内の契約

が難しくなっていると聞いております。今年度は契約を結んでおります。

○議長(清 平二 君)

6番、松山議員。

○議員(松山 善太郎 君)

言ったふうに納得はできないんですが、書類不備でできなかったという、そうやらないでもいいようなものでもないでしょうから、そういったことがないようにね。せっかく下に、さっきの7,000円です。そこは法定検査、どっちみち治すのであれば法定検査、委託料としたら上の組替えかなというのが分かるんですが、そこはやっぱり3・2・1・13は委託料ですので、法定検査手数料じゃなくて委託料にして、細かいようですが、事務屋ですのでそういった細かいミスをしないように。

で、今言ったその書類不備だなんていうことがないように、注意をしておきたいと思います。

○議長(清 平二 君)

他に質疑はないでしょうか。7番、樺山議員。

○議員(樺山 一 君)

議案第5号 令和元年度徳之島愛ランド広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について質疑をします。集計表の29ページです。一番下のほう、使用済み乾電池運搬処理業務、そして蛍光灯、血圧計等の水銀処理業務について説明をお願い致します。

○議長(清 平二 君)

間総括主任。

○総括主任(間 藤剛 君)

お答えします。使用済み乾電池運搬処理業務及び蛍光灯・血圧計等の水銀含有物の処理業務についてですけれども、従来、乾電池については最終処分場へ埋立て処理をしておりましたけれども、目手久地区との住民説明会において、有害物質等の溶け出し、湧出等があるのではないかとということで、乾電池を令和元年度から専門業者へ処理を委託しております。

また、蛍光灯と血圧計等の水銀含有物の処理業務ですけれども、大気汚染防止法の改正に伴いまして、焼却施設での蛍光灯・水銀含有物等の破碎後の焼却処理というのがもうできなくなりまして、事前に回収し、これにつきましても専門業者へ処理委託をしているところであります。

○議長(清 平二 君)

7番、樺山議員。

○議員(樺山 一 君)

これは、本来でしたら役場が回収して、役場で処理するものじゃないですか、この蛍光灯、そういった部類は。

○議長(清 平二 君)

佐平事務局長。

○事務局長(佐平 勝秀 君)

ただいまの御質問にお答えします。今、水銀含有物とか蛍光灯は、樺山議員がおっしゃったように、回収は基本的には各町で窓口となって回収することとなっております。

現状なんですけども、各町で回収されている全てではないんですけども、こちらに運び込まれて、間主任が説明したところの業者さんに送っているところでありまして、そこら辺の線引きを今、しっかりしているんですけども、なかなかその住民の皆さんには、まだ周知は徹底されていない状況でございます。

○議長(清 平二 君)

7番、樺山議員。

○議員(樺山 一 君)

これは全部役場で回収されたのをこちらに持ってきて処理したということですか。

それとも、ごみの中に一緒に混ざったやつもあるわけですか。

○議長(清 平二 君)

佐平事務局長。

○事務局長(佐平 勝秀 君)

厳密に言えば、分別をして、各町においては回収ボックスというのがあるんですけど、それに入れているものは、例えば徳之島町さんですと庁舎に入って右側にそのボックスに入っているのを回収したら、徳之島町の住民生活課の職員の皆さんがそれを一気にここに持ってくるのと、あと、今言われたように、中にどうしても混入してくるのがあるんです。不燃ごみのピンクのごみに。

それは、こちらで運転員が取って、それはそれでまた分別をするということで、住民の皆さんから

今お問合せがあるのは、回収の在り方です。どうしたらいいんだと。例えば、電球とかも不燃ごみの袋に入れていいのかどうかというのがあるんですけども、こちらとしては、現状、別途レジ袋みたいなものがあれば、それに入れて、燃えないごみの袋の取っ手に括りつけて出して頂きたいと。

要は、その水銀含有物とか、電球等、電池も含めて一緒に袋に入れて混入しないように、そこはお願いしているところでございます。

○議長(清 平二 君)

7番、樺山議員。

○議員(樺山 一 君)

役場で集荷するんでしたら、やはり役場でしないと。その一般のごみと一緒に混ぜて出すということじゃなくて、もう役場でするんだったら役場でする。やはり統一をして頂きたいと思います。

○議長(清 平二 君)

他に質疑はないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(清 平二 君)

質疑なしと認めます。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(清 平二 君)

討論なしと認めます。これから、議案第5号 令和元年度徳之島愛ランド広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について、お諮りします。本件を認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(清 平二 君)

異議なしと認めます。したがって、議案第5号 令和元年度徳之島愛ランド広域連合一般会計歳入歳出決算は認定することに決定しました。

日程第7、議案第6号 令和元年度徳之島食肉センター特別会計歳入歳出決算の認定について議題とします。

提案理由の説明を求めます。大久保連合長。

○連合長(大久保 明 君)

議案第6号 令和元年度徳之島食肉センター特別会計歳入歳出決算について認定を求める件であります。

令和元年度徳之島食肉センター特別会計歳入総額は2,565万1,485円で、歳出総額は2,387万5,214円で、歳入歳出差引残高は177万6,271円となります。

それでは、各項目の内容について説明致します。歳入につきましては、各町の分担金及び負担金が約71%の1,825万1,000円で、繰越金が約7%の185万6,037円で、使用料及び手数料と諸収入の合計額において約22%の554万4,448円となっております。

歳出につきましては、総務費が約63%の1,500万214円で、公債費が約37%の887万5,000円となっております。御審議のほど、よろしくお願い致します。

○議長(清 平二 君)

議案第6号について質疑を行います。6番、松山君。

○議員(松山 善太郎 君)

使用料、どっかにあったんですがね。使用料が増えているんですが。45万ぐらいですか、使用料が増えているんですが、今後とも屠殺の頭数が増える傾向にあるんですか。

○議長(清 平二 君)

佐平事務局長。

○事務局長(佐平 勝秀 君)

ただいまの御質問にお答え致します。今後の屠殺の頭数が増える見込みにあるかどうかなんですけども、一概に増加傾向にあるとは言えなくて、今回このような形、結果的には増えた形になりますけども、実質、業者さんの内容を踏まえると、なかなか1日当たり、1週間延べでいった頭数あたりが、ちょっとやっぱり減少傾向にあるということがありますので、また、業者さんの数も年々減少しております。徳之島町には、今、大規模に養豚をしながらされている小売り業者さんもありますけども、天城、伊仙それぞれやっぱり減少傾向にあるということで、今後、こういった推移がずっと継続して続くかどうかというのは、今のところは不確かなところかなと思っております。

○議長(清 平二 君)

6番、松山君。

○議員(松山 善太郎 君)

これは私のところの前の町長はあまりおっしゃらなかったんですけど、連合長も、徳之島町も、これはその豚は何とかして増やす努力をしないといけないと、あれだけのものを造ったんですからね。

こういった努力は行政に働きかけてでもやるべきじゃないですか。

○議長(清 平二 君)

佐平事務局長。

○事務局長(佐平 勝秀 君)

ただいまの御質問にお答え致します。これはあくまでも事務局の案としてですけども、まだ公にはしていませんが、例えば今、ふるさと納税を各3町してございます。例えば島の豚です。

島豚を加工したり、そういったところの6次産業化とか、そういった付加価値をつけることによって、これからそういった養豚をされる方が増えていくんじゃないかなという期待を思っています。

その中で、今、新屠畜場、新しく建てたところの横に旧施設がありますけども、あれも早く解体をして欲しいということで、以前から議会から御指摘があります。その旧処理場をそのまま解体するとなると、やはり一般財源を100%使わないといけませんので、例えば、これから調査しないとけないんですけども、その跡地にそういった加工施設を造るとなれば、それに対する解体費用が例えば補助がつきますとか、そういったものがあれば、そういったものをどんどん活用してやっていきたいなど。今回、その経営戦略策定におきましては、そういったところも含めて長期的なビジョンで、なるべく一般財源を軽減して、なおかつ、これから屠殺頭数を増やして、新たなその施設の利用価値が上がるような形で鋭意努力してまいりたいなど、事務局の中ではそういった構想を持っております。

○議長(清 平二 君)

他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(清 平二 君)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(清 平二 君)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第6号 令和元年度徳之島食肉

センター特別会計歳入歳出の認定について、お諮りします。本件を認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(清 平二 君)

異議なしと認め、したがって、議案第6号 令和元年度徳之島食肉センター特別会計歳入歳出決算は認定することに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和2年第3回徳之島愛ランド広域連合議会定例会を閉会します。

<閉会:午後1時45分>

令和2年9月25日

議事録署名議員 徳之島愛ランド広域連合議会議長 清 平二

議会議員 上岡 義茂

議会議員 松山 善太郎